

問合わせ先
第二管区海上保安本部海洋情報部
監理課長 長尾 道広
電話 022-363-0111 (内線 2510)



平成23年11月10日
第二管区海上保安本部

航空レーザー測量の実施について

測量船による測量が困難な松島湾付近で、測量成果を海図に反映するために、航空機を使用したレーザー測量を実施します。

第二管区海上保安本部では、東日本大震災により被災した管内の各港湾について、水深の変化や海底の障害物の状況等を把握し、海図に反映するため、測量船による水深などの測量を実施しています。

松島湾付近の水深が浅い海域は、測量船による測量は座礁等の危険があり実施が困難なことから、効率良く浅い海域の水深を広範囲に測量できる航空レーザー測深機での測量を以下のとおり実施します。

1 日程

平成23年11月13日～18日

※天候等により日程を変更する場合があります。

2 測量区域

松島湾付近

3 使用航空機

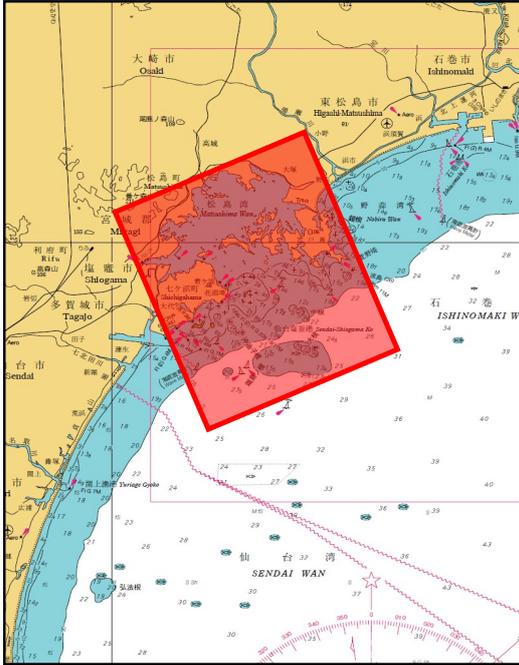
海上保安庁中型飛行機 ビーチクラフト B300

4 実施内容

航空レーザー測深機を搭載した航空機により、測量区域の上空（高度約400m）を飛行し、同機より海面に向けて2種類のレーザー光線（近赤外パルスレーザー、グリーンパルスレーザー）を発射します。

近赤外パルスレーザーは海面で、グリーンパルスレーザーは海底で反射し、この反射波の到達時間差より水深を計測します。一度に幅約200mの範囲の測量ができます。

測量区域（松島湾付近）



使用航空機



航空レーザー測量の概念

